

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第五分冊

宮川 久美  
MIYAGAWA Hisami

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第五分冊

The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Gesshakusen-ge (Part of Shoso-in-monjo)  
and Explanatory Notes on it

宮川久美

MIYAGAWA Hisami

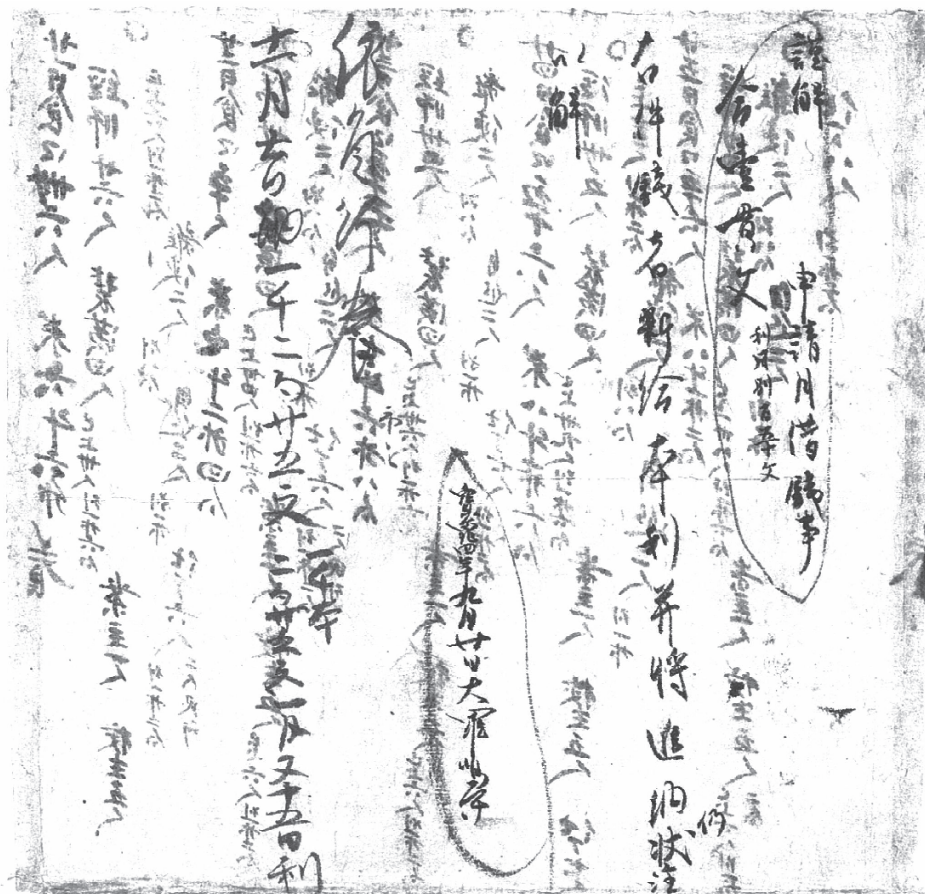
キーワード 大羅嶋守 国養 知申給人

目次

はじめに	第一分冊の1
凡例	第一分冊の1
月借錢解について	第一分冊の2
月借錢解の国語的意味	第一分冊の5
参考文献	第一分冊の6
本文編(第五分冊では41～50のみ)	第五分冊の2
補注1～3	第一分冊の29
補注4～6	第二分冊の22
参考文献追加	第二分冊の25
月借錢解総目録	第二分冊の26

41

大羅嶋守月借錢解 六ノ五四〇 続修後修二十第10紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文（利は月別に百五十文）

右件みぎの錢者料はを給はりて本利并せて將に進納せむ。仍りて状を注して以て解す。

寶龜四年九月廿日 大羅嶋守

（別筆・朱）  
「員に依りて行へ 養かひ 市之いちなり」  
（返済記録・朱）  
十一月七日、一千二百廿五文を納む。〈一千は本、二百廿五文は一月又十五日の利〉」

注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

料給 1、4の注釈および補注3参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」

のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

状注 正格の漢文としては「注状」となるべきところである。

大羅嶋守 経師。大編、大綱にも作る。宝龜元年から宝龜七年に見える。

月借錢解では4170101104に見える。『続日本紀』承和十四年（八四

七）七月丁卯条に「修造撰津国大依羅社」、『和名抄（元和古活字那波

道圓本）』撰津国住吉郡に「大羅 於保與佐美」とある。

「大依羅」を二文字にして「大羅」とするのは「大春日」を「大春」と

もするのと同じ。

養 上馬養のサイン。裁可を表す。

謹解 申請月借錢事

合壹貫文 利月別百五十文

右件錢者、新給本利并將進納、仍状注、以解、

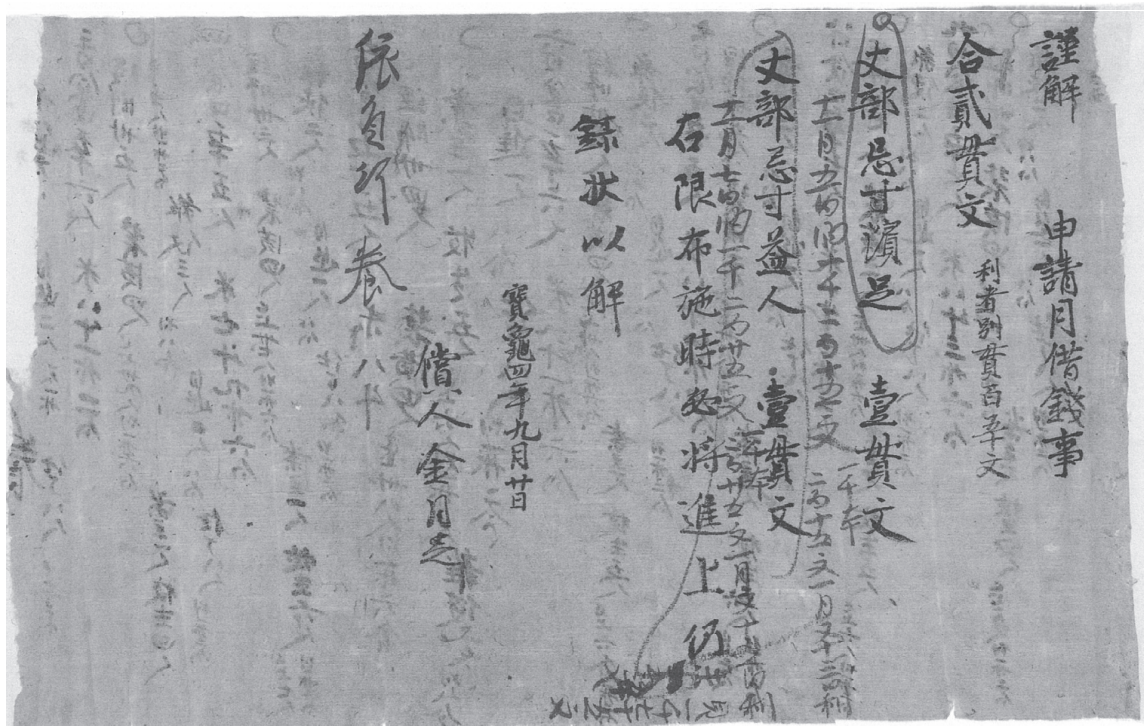
寶龜四年九月廿日大羅嶋守

\* 依負行養 字

\* 十一月七日納一千二百廿五文 一千奉二百廿五文一月又十五日利

市之 「市」は人名の略記か。貸し出す金の財源または取扱者を示すか。  
3の注釈の「一切」参照。

丈部忌寸濱足同益人月借錢解 六ノ五四〇ノ五四一 続修後修二十第11紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて貳貫文（利者別貫に百五十文）

丈部忌寸濱足 壹貫文

丈部忌寸益人 壹貫文

右、布施の時を限りて必ず將に進上せむ。仍りて状を録して以て解す。

寶龜四年九月廿日

借人 金月足

「員に依りて行へ 養」

十一月五日、一千二百十五文を納む。（二千（文）は本、二百十五文

は一月又十三日の利）

十一月七日、一千二百廿五文を納む。（一月又十五日の利（見は一千

七十五文、未だしは一百五十文）

注釈

別貫 一貫ごとくに、一貫につき、一貫あたり、の意。正格の漢文の語順は「貫別」。1の注釈「毎月」および補注1参照。

丈部忌寸濱足 丈部濱足 経師。天平勝宝六年から宝龜六年までに見える。月借錢解では2 29 34 52 62 66 75 90 103 105に見える。

丈部忌寸益人 経師。丈部忌寸濱足の息子。神護二年から宝龜七年に見える。月借錢解では42 52 100に見える。

借人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。

謹解 申請月借錢事

合貳貫文 利者別貫百五十文

○丈部忌寸濱足 壹貫文

十一月五日納一千二百十五文二月又十三日利

丈部忌寸益人 壹貫文

十一月七日納一千二百廿五文二月又十五日利未一千七百五十五文

右限布施時、必將進上、仍録狀、以解、

寶龜四年九月廿日

償人 金月足

\*「依負行 養」

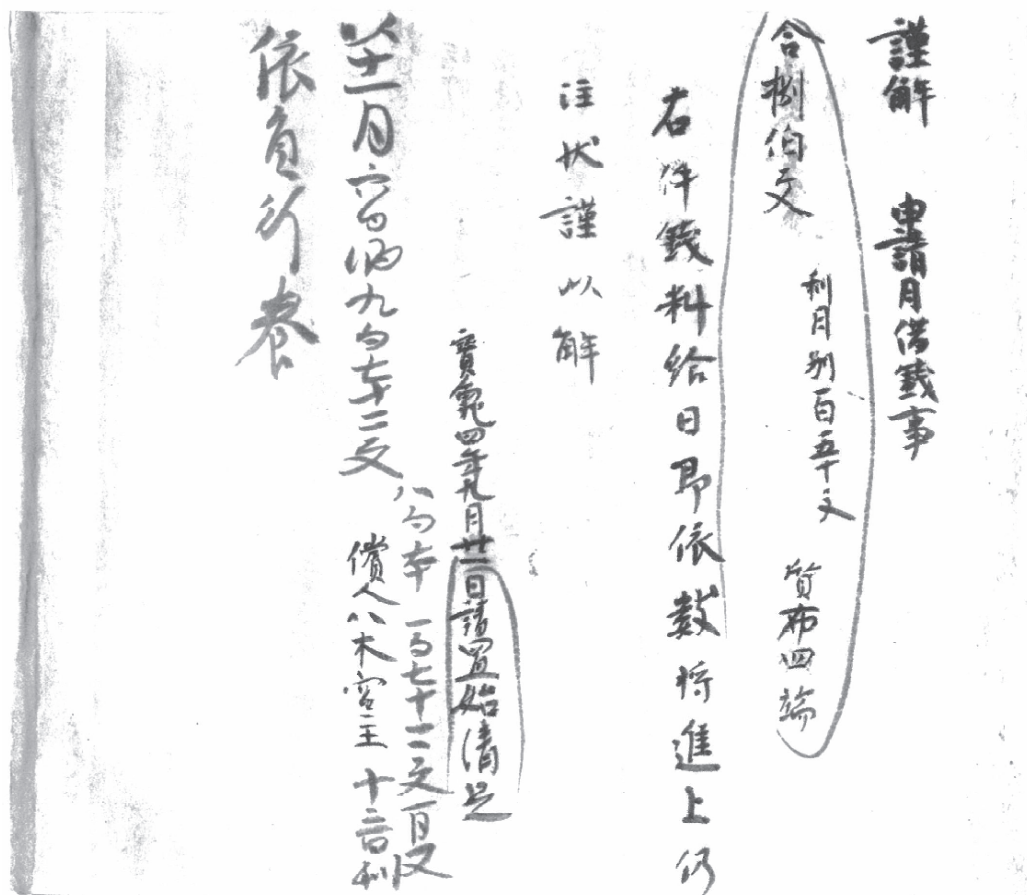
「保人」(207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

金月足 経師。月借錢解では3 29 42 52 66 68 83 90 100 103 に見える。

養 上馬養のサイン。裁可を表す。

見 「現」に同じ。現にある、の意。

置始清足月借錢解 六ノ五四一ノ五四二 統修二十一第7紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて捌佰文（利は月別に百五十二文）質は布四端

右件みぎの銭は料を給はらむ日に即ち數に依りて將に進上せむ。仍りて

状を注して謹みて以て解す。

寶龜四年九月廿一日 請置始清足

償人 八木宮主

〔別筆・朱〕  
「員に依りて行へ 養」

〔返済記録・朱〕  
「十一月六日を以て九百七十二文を納む。〔八百（文）は本、一百七十

二文は一月又十三日の利〕」

注釈

捌佰文 「捌」は「八」の大字。「佰」の字体は一画少ない。写真参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

料給日 1、4の注釈および補注3参照。

置始清足 校生。淨足にも作る。宝龜三年から四年に見える。月借錢解

では2543107に見える。

八木宮主 裝潢。月借錢解では13435758758083に見える。13参照。

月別 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。1の注釈・補注参照。

償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「保人」

〔207〕は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする（雑令19）。

養 上馬養のサイン 裁可を表す。



謹解 申請月借錢事

合捌伯文 利月別百五十文 質布四端

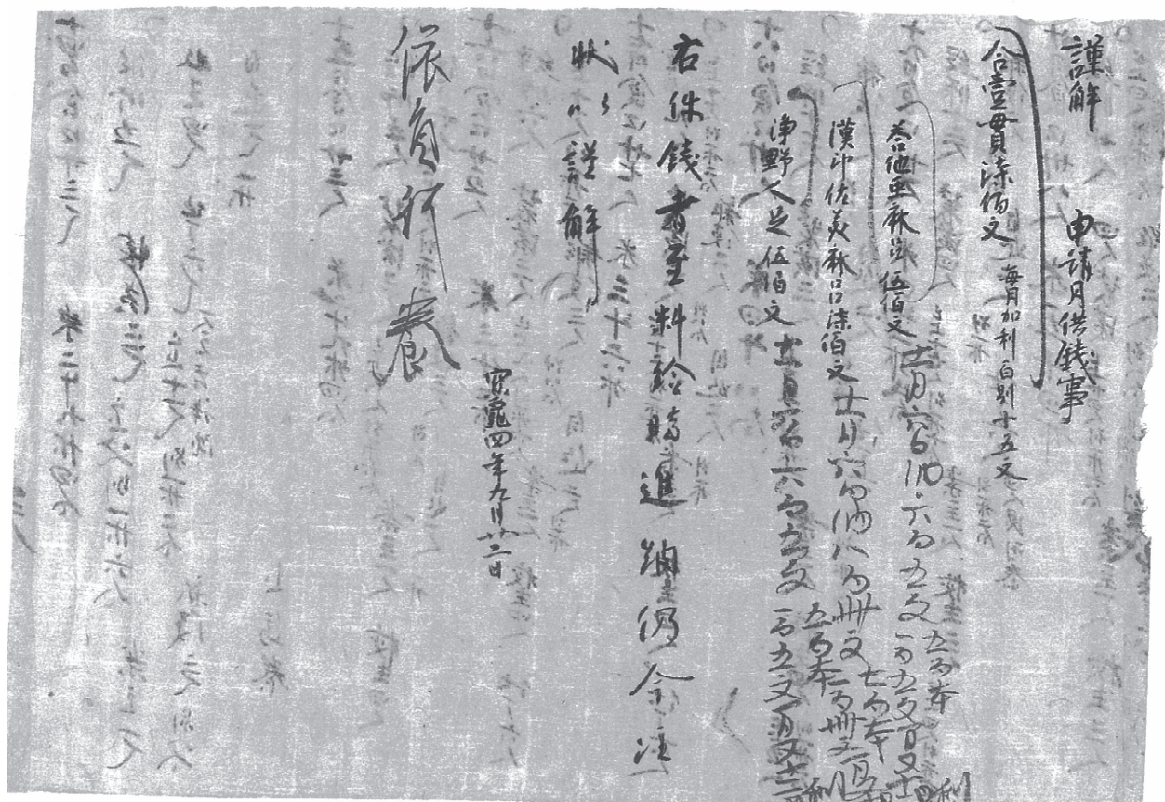
右件錢料給日、即依數將進上、仍注狀謹以解、

以十一月六日納九百七十二文 寶龜四年九月廿一日請置始清足

八百零一、百七十二文一月又十三日利

償人 八木官主

\* 依負行養



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。  
合はせて壹貫漆佰文（つきしとひやくしと）（毎月（ひやくしと）に利は百別に十五文を加ふ）

答他虫麻呂伍佰文

漢部佐美麻呂漆佰文

淨野人足伍佰文

右件（みぎ）の錢者料（は）を給はらむ時に至りて進納せむ。仍りて今状を注して以て謹みて解す。

寶龜四年九月廿二日

（別筆・朱）  
「員に依りて行へ 養」

（返音記録・朱）  
「十一月六日、六百五文を納む。〈五百（文）は本。一百五文は一月又

十二日の利〉

「十一月六日、八百冊文を納む。〈七百（文）は本。一百冊文は一月又

十日の利〉

「十一月六日、六百五文を納む。五百（文）は本。一百五文は一月又十

二日の利〉」

注釈

壹貫漆佰文 「漆」は「七」の大字。字体は写真参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

至料給時 1、4の注釈および補注3参照。

答他虫麻呂 （たふだのむしまろ） 経師。35参照。

漢部佐美麻呂 （あやべのさみまろ） 経師。18参照。

謹解 申請月借錢事

〔合壹貫漆伯文〕毎月加利百別十五文

〔谷他虫麻呂伍佰文〕十一月六日納六百五文五百奉 一百五文 一月又十二日利

〔漢部佐美麻呂漆伯文〕十一月六日納八百冊文七百奉 一百冊文 一月又十日利

〔淨野人足伍佰文〕十一月六日六百五文五百奉 一百五文 一月又十二日利

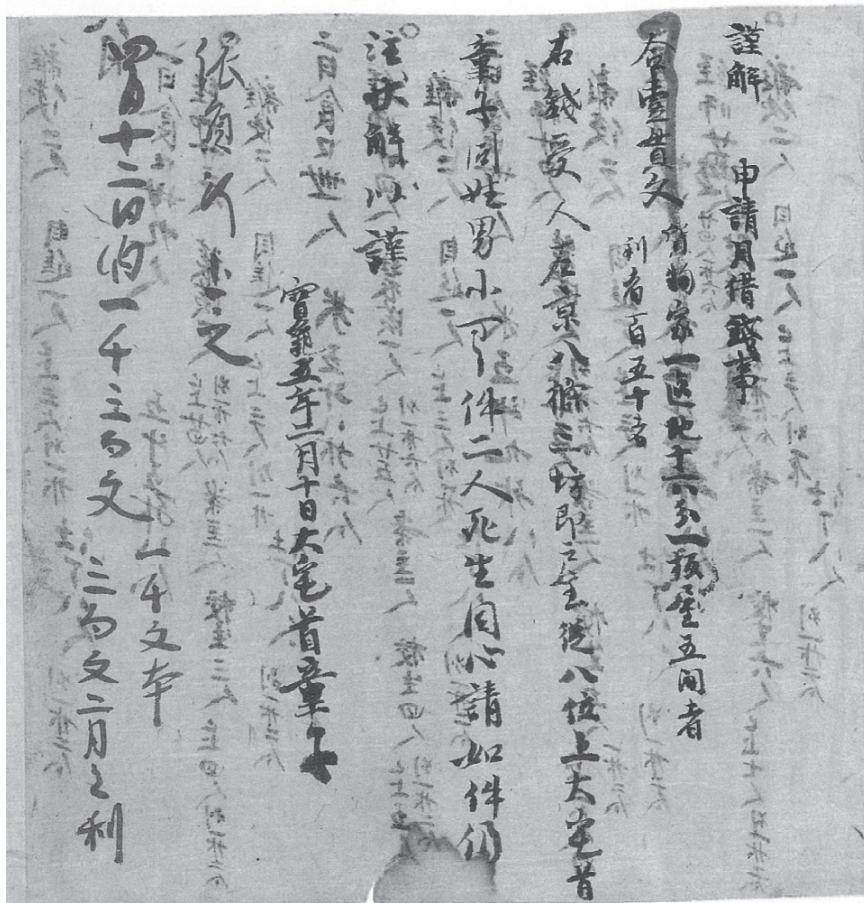
右件錢者、至料給時進納、仍今注状、以謹解、

寶龜四年九月廿二日

依負行 養

淨野人足きよのひとたり 經師。35 44に見える。44参照。

45 大宅首童子月借錢解 六ノ五六七 続修後修二十第13紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文（質物は家一區 地十六分一 板屋五間者なり 利者は百五十者なり）

右の錢を受くる人は左京八條三坊、即ち戸主 従八位上 大宅首童子、同姓男小万呂、件の二人、死生同心にして請ふこと件の如し。仍りて状を注して謹みて以て解す。

實龜五年二月十日 大宅首童子

（別筆・朱）  
一員に依りて行へ （かみなり）

（返寄記録・朱）  
四月十二日、一千三百文を納む。〈二千文は本、三百文は二月之利〉

注釈

家壹區 家とその敷地一區画。

十六分の一 一坪の十六分の一。2の注釈「十六分之半」参照。

左京 「京」の字は一画多い。写真参照。

答他虫麻呂 （上みだのむしまろ） 経師。35参照。

大宅首童子 （おほやけのおひごら） 経師。2945に見える。29参照。

大宅小万呂 （おほやけのこまろ） 大宅首童子の息子。名が見えるのはここのみ。

死生同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

解以謹 「謹以解」が正格の漢文の語順。このように語順を誤った例はここのみ。定型表現を誤るのは珍しい。

謹解 申請月借錢事

合壹貫文

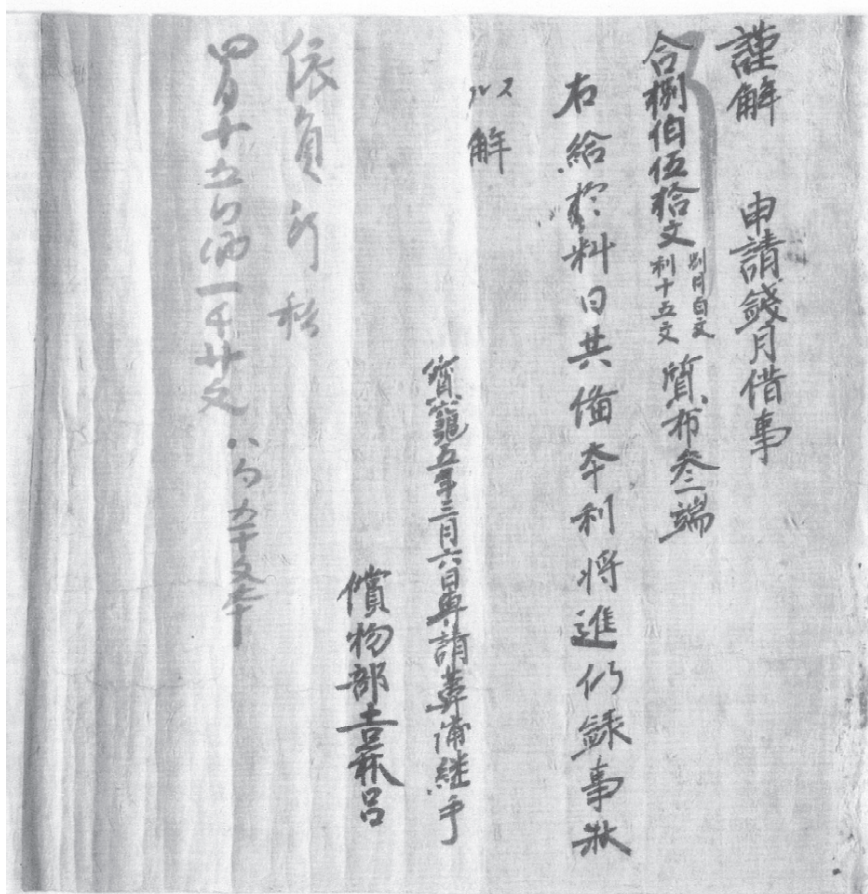
實物家一徳地十六合一板屋五間者  
利者百五十者

右錢受人左京八條三坊即戶主從八位上大宅首童子、同姓男小万目、件二人死生同心請如件、仍注狀解以謹、

寶龜五年二月十日大宅首童子

依負行 上之

四月十二日納一千三百文一千文奉  
三百文二月之利



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて捌佰伍拾文（別月に百文の利は十五文）質は布參端

右、料を給らむ日に本利共に備へて將に進らむ。仍りて事の状を録して以て解す。

實龜五年三月六日 專請 葦浦継手

償 物部吉麻呂

（別筆・生）  
「員に依りて行へ 私」  
（返済記録・生）  
「四月十五日、一千廿文を納む。〈八百五十文は本〉」

注釈

**申請錢月借事** このように語順を誤った例はこのみ。「申請月借錢事」が定型表現。定型表現を誤るのは珍しい。

**捌佰伍拾文** 「捌」は「八」の大字。「佰」は一画少ない字体。

**別月** 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。正格の漢文の語順は「月別」。

1の注釈・補注1参照。

**給於料日** 語順が疑問だが、かりに「料を給らむ日於」と読んだ。4の注釈および補注3参照。

注釈および補注3参照。

**本利共備** 本も利も共に備えて。1の注釈「本利共備」参照。

**專請** 一人でこの借錢を受け取り、債務を負うことを表す。「專請」は月借錢解中、25 30 46 57に見える。同じ意味で「專受」もある（2 21 36 37 49 52 66 68 74 89）。いずれも「もはらうく」と訓読みできるが、音読みしていた可能性もある。補注2参照。

**葦浦継手** 経師。30 46 58 86に見える。30参照。

謹解 申請錢月借事

合捌伯伍拾文利別月百文  
利十五文 質布叁端

右、給於料日、共備李利將進、仍録事状、以解、

寶龜五年三月六日專請葦浦繼手

依負行 私

償物部吉麻呂

四月十五日納一千廿文八百五十文奉

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。「保人」

(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

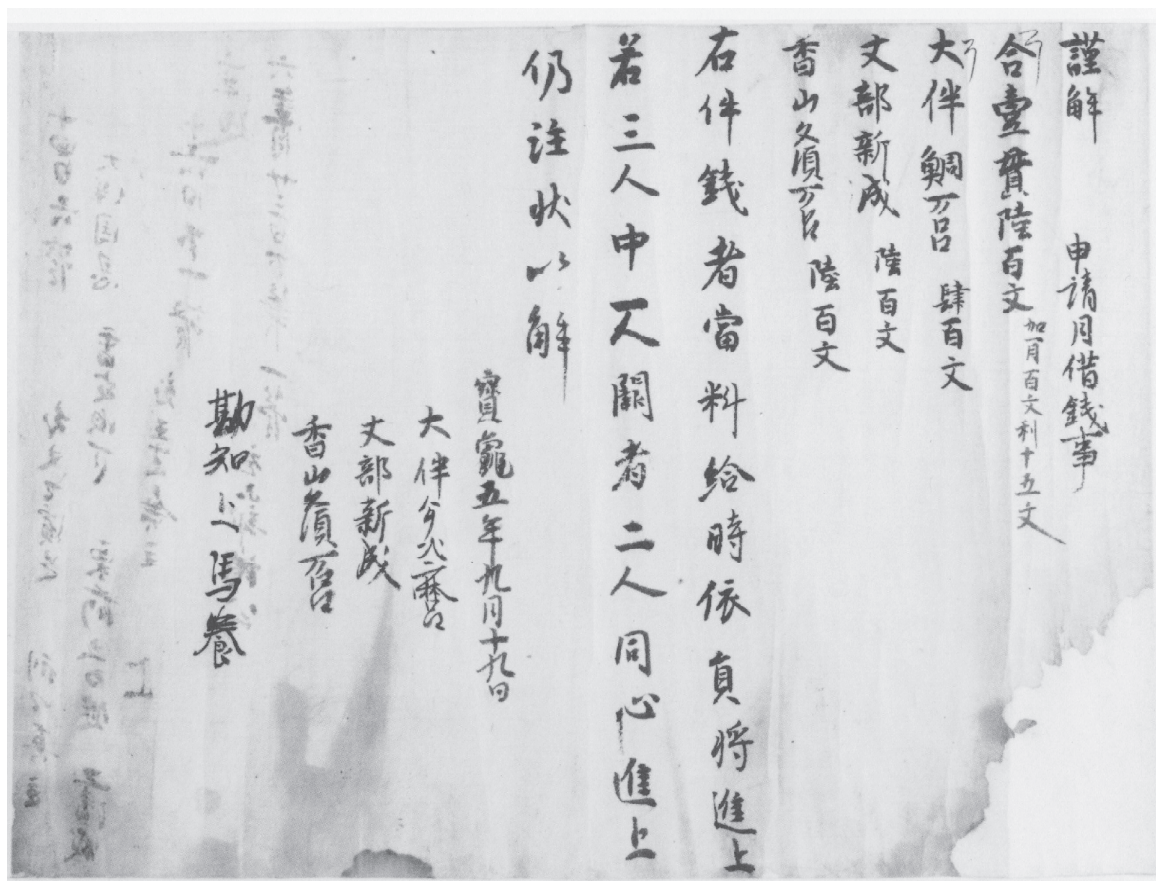
物部吉麻呂ものべのきちまろ 造東大寺司の領うながし。経師。吉万呂にも作る。天平宝字四年、

造法花寺作金堂所の領と見える。宝龜四年、奉写一切経所に出仕、六年

まで見える。月借錢解では4686に見える。

私 写経所内部での財源による区分か。3の注釈「一切」参照。

47 大伴鯛麻呂等月借錢解 六ノ五七二ノ五七三 正集四十四第17紙



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫陸百文（一月百文に利十五文を加ふ）

大伴鯛万呂 〈肆百文〉

丈部新成 〈陸百文〉

香山久須万呂 〈陸百文〉

右件みぎの錢者料はを給はらむ時に當りて員かずに依りて將に進上せむ。若し三人の中一人の闕かくる者あらば二人同心して進上せむ。仍りて狀を注して以て解す。

寶龜五年九月十九日

大伴多比磨

丈部新成

香山久須万呂

勘知 上馬養

注釈

**大伴鯛万呂** おほともものたひまろ 校生。太比麻呂・多比麻呂にも作る。この解一通の中でも

三行目と日付の次の行とで表記が異なる。宝龜四年から六年まで見える。月借錢解ではこのみに見える。

**丈部新成** はせつのかべのしんなり 経師。杖部にも作る。宝龜元年から七年に見える。月借錢解ではこのみに見える。

**香山久須万呂** かぐやまのくすまろ 経師。久酒万呂、久須麻呂にも作る。宝龜二年から宝龜七年に見える。月借錢解ではこのみに見える。

**右件** 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。



謹解 申請月借錢事

〔合〕壹貫陸百文 加一月百文利十五文

〔大〕伴鯛万呂肆百文

丈部新成陸百文

香山久湏万呂陸百文

右件錢者、當料給時、依貞將進上、若三人中、二人關者、二人同心進上、仍注  
狀以解、

寶龜五年九月十九日

大伴多比磨

丈部新成

香山久湏万呂

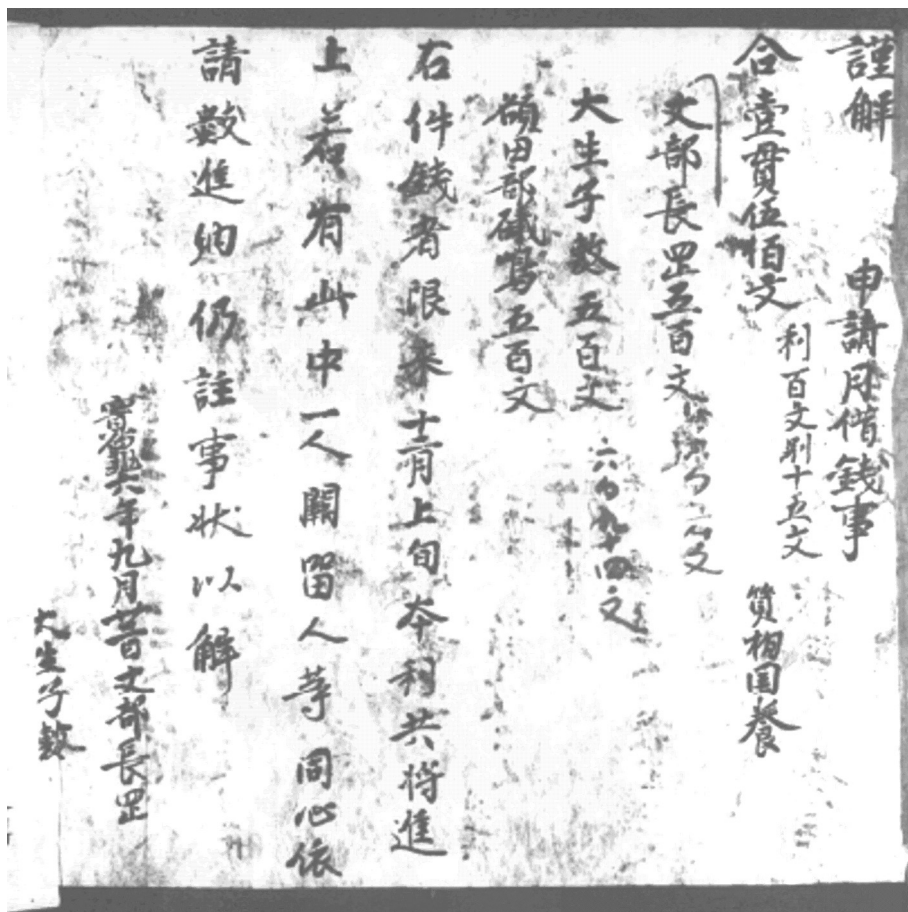
〔別筆〕  
勘知上馬養

当料給時 1、4の注釈および補注3参照。

二人同心 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

勘知 事務取扱者としてチエックしたという意味。

\*金額および「大伴」に合点は付しているが、裁可記録・返済記録とも  
ない。



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫伍佰文（利は百文別に十五文）質物は国養

文部長岡 五百文

大生子敷 五百文

額田部礪嶋 五百文

右件の錢者来たる十二月上旬を限りて本利共に將に進上せむ。若し此の中みぎの一人闕はくること有らば留まる人等、同心して請くる數に依りて進納せむ。仍りて事の状を註して以て解す。

寶龜六年九月廿二日 文部長岡

大生子敷

〔源清記録1・巻一〕  
「六百六文」  
〔源清記録2・巻一〕  
「六百九十四文」

注釈

**国養** 仕丁のために国から送られてくる食料。経師は将来受け取る報酬の布を質にしたが、この三人は経師ではないので、国養物を質にしている。

**右件** 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

**本利共** 元本も利子もともに。1の注釈「本利共備」参照。

**同心** 9の注釈の「右件六人等生死同心」および補注6参照。

**文部長岡** 仕丁。宝龜六年から七年に見える。月借錢解ではこのみに見える。

謹解 申請月借錢事

合壹貫伍佰文 利百文別十五文 質物国養

丈部長密五百文 六百六文\*

大生子數五百文 六百九十四文\*

額田部磯嶋五百文

右件錢者限来十二月上旬、本利共將進上、若有此中一人關、留人寺同心、依請數進納、仍註事狀、以解、

寶龜六年九月廿二日丈部長密

大生子數

**大生子數** みぶのこしき 『日本古代人名辞典』は「お」に配列しているが、「みぶ」

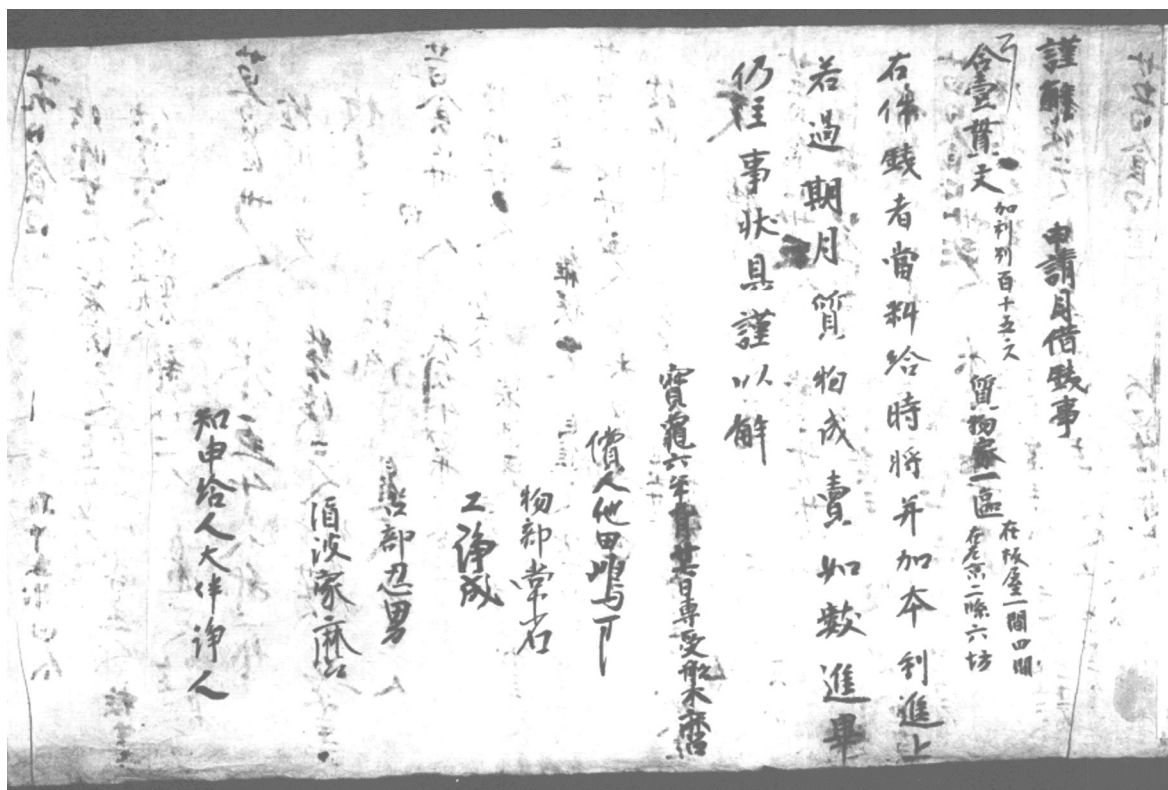
と読むと考えた。補注8参照。東大寺に奉仕した人。仕丁か。『大日

本古文书』中、このみに見える。

**額田部磯嶋** ぬかたべのいそしま 仕丁か。『大日本古文书』中、このみに見える。

\*切断されていて額田部磯嶋の署名および裁可記録はない。丈部長岡と大生子數の借用金額の下に書かれているのは返済記録かと思われる。

船木麻呂月借錢解 六ノ五八四ノ五八五 続続修四十一四裏第61紙



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文ひやくこ（利は別百に十五文を加ふ）質物は家一區（板屋一間四

間在り。左京二條六坊に在り。）

右件みぎの錢者料はを給はらむ時に當りて將に本利并せ加へて進上せむ。若し

期月過ぎなば、質物を成し賣りて數の如く進り畢らむ。仍りて事の状を

注して具さに謹みて以て解す。

寶龜六年九月廿七日 專受 船木麿

償人 他田嶋万呂

物部常石

工淨成

占部忍男

酒波家麿

知申給人 大伴淨人

注釈

在板屋一間 「在」は「有」の「あり」の訓を介した誤り。

別百 百文ごとの意。正格の漢文では「百別」とあるべき。補注参照。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

當料給時 1、4の注釈および補注3参照。

并加本利 元本と利子を合わせ加えて。このように「并」が正しい位置

に来て居るのは月借錢解では数少ない。1の注釈「本利共備」参照。

若過期月 1の注釈「若過期限」参照。

專受 一人でこの借錢を受け取り、債務を負うことを表す。2の注釈お

よび補注2参照。

謹解 申請月借錢事

〔合〕貫文 加判別百十五文 質物家一區 在板屋一間四間  
在左京二條六坊

右件錢者、當料給時、將并加本利進上、若過期月、質物成賣、如數進畢、仍注  
事状具謹以解、

寶龜六年九月廿七日專受船木磨

償人他田嶋万呂

物部常石

工淨成

占部忍男

酒波家磨

知申給人 大伴淨人

船木磨 ふなきのまろ 經師 船木直麻呂。月借錢解では26 49 63 85 86 102に見える。26 参

照。

償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。「保人」

(207) は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする(雑令19)。

他田嶋麻呂 おさだのしまろ 經師。嶋万呂にも作る。宝龜元年から宝龜七年に見える。

月借錢解では49 52 57 97 102に見える。

物部常石 ものべのとこいし 經師。宝龜元年から七年まで、奉写一切經所に出仕した。月

借錢解では49 57 63 76 95に見える。

工淨成 たくみのきよなり 經師。7 参照。

占部忍男 うらべのおしを 經師。月借錢解では14 49 62 85 97 102に見える。14 参照。

酒波家磨 さかなみのいへまろ 經師。酒浪・家万呂にも作る。宝龜二年から宝龜五年に見え

る。月借錢解では49 85 102に見える。

知申給人 このことについて勘知すなわちチェックした人の意。「申し

給ふる人」は謙讓表現。大伴淨人は事務取扱の仕事もしていたが、馬養

に対する謙讓の意を示したか。

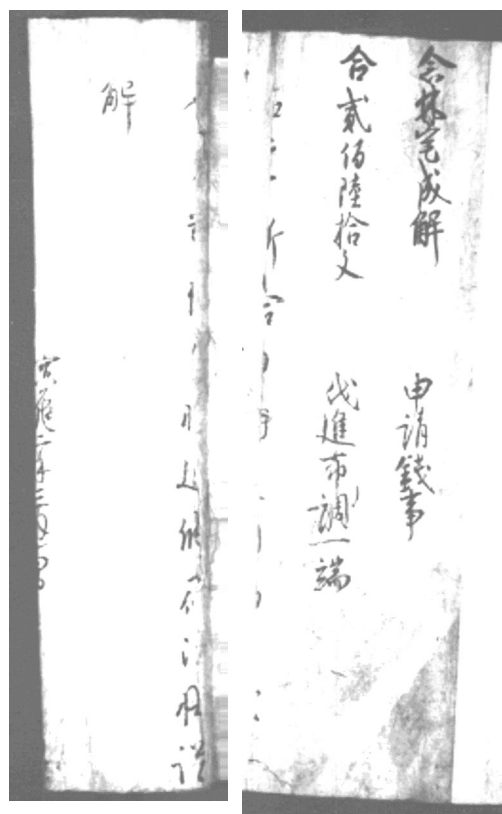
大伴淨人 おほともぎよひと 經師・校生。月借錢解では24 (證人)、49 (知申給人)、101

(徵納)、104 (證人)、106 (徵成將進人) とある。24 参照。

\*金額に合点は付すが、裁可記録も返済記録もない。

50

念林宅成解 十八ノ二二〇ノ二二一 続々修三十九―二裏第104紙 続々修三十九―三裏第1紙



**訓読文**

念林宅成解す。 錢を請ふ事を申す。

合はせて貳佰陸拾文 代りに調布一端を進らむ。

右、料を給はらむ日に至りて將に進納せむ。 仍りて状を注して謹みて解す。

寶龜二年三月十四日

**注釈**

**念林宅成** ねりんぢかなり 経師。12参照。

**代進** 支給される調布を錢の代りに進納しますの意。「代」は「かわり」となるもの」の意で、「かはり」とも「かひ」とも「しろ」とも読みうる。「我が養ひの可波利にはおほまします南の町なる奴をうけよと」(正倉院仮名文書)、「債 毛乃乃加比」(『新撰字鏡』)「寺の物を食り、犢に生まれて債 毛乃乃可比乎 償ひ」(『日本靈異記』上卷・序)、天皇に子がないうきにその名を残すために設置した「名代(なしろ)・子代(こしろ)」(『古事記』『日本書紀』)などの「代」。

**至料給日** 1、4の注釈および補注3参照。

\*三行目と日付の行と二カ所で切断されている。日付から後ろがないため、裁可記録、返済記録ともにならない。

念林宅成解 申請錢事

合貳佰陸拾文 伐進布調一端

(續々修三十九  
帙三裏)

右、至料給日將進納、仍注狀、謹解、

寶龜二年三月十四日

なお、写真は宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』（八木書店）を用いた。積文は、東大資料編纂所『大日本古文書（編年）』の積文を原文の体裁のまま転載した。八木書店・東大資料編纂所には転載許可を頂いた。正倉院事務所には届け出た。いずれも便宜を図っていただき感謝いたします。

本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹教授の授業「中国言語文化構造論」において、松尾教授の指導の下、桑原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成ったものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意を表します。（二〇〇九年二月九日）

（二〇一四年十二月九日補訂）